「通い放題」の脱毛エステのトラブル増加！

事例

通い放題の脱毛エステを利用していたが、中途解約を申し出て返金を求めた。しかし「返金できる回数はすでに消化しているので、返金できない」といわれた。

解説

通常、長期間の契約であるエステサービスでは、特定商取引法上のクーリング・オフや中途解約が可能です。中途解約の場合、有効期間・回数内であれば、提供されたサービスの回数分の対価と違約金を払えば解約できます。

ただし、契約において、「有償での施術期間・回数」と「無償での施術期間・回数（アフターサービス）」に分かれていることが多く、返金の対象になるのは有償契約の部分のみです。

有償の施術期間や回数が終わると、無償契約の部分に移行しますが、無償契約の期間・回数内の解約では原則返金はありません。

注意点

●中途解約や返金の条件をよく確認する

●「通い放題」のコースの場合、無償の期間・回数が含まれていないか、有償の契約では１回あたりの金額がいくらになるかなど、確認する。

●契約前に説明を十分に受ける。